

令和3年

東松島市教育委員会第3回定例会会議録

東松島市教育委員会

令和3年東松島市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 招集日時 令和3年3月24日(水) 午前10時30分
- 2 招集場所 東松島市役所 1階 101会議室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 相沢 進
教育総務課長 八木 繁一
教育総務課長補佐 高野 裕行

6 本委員会書記 教育総務課 教育総務係長 木村 薫

7 開会 午前10時30分

8 出席確認

教育長 おはようございます。出席の確認をさせていただきます。本日は全員の委員さんの出席を
いただいております、定足数に達していますので始めさせていただきます。

9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和3年東松島市教育委員会第3回定例会」を開会いたします。どうぞよ
ろしく願いいたします。

10 前回会議録の承認

教育長 それでは前回定例会の会議録の承認となります。事前に会議録を配布してございますので、
朗読は省略ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 朗読を省略いたしましてご意見のみ何かあれば受け承りたいと思います。よろしいでしょ
うか。

(異議なし)

教育長 それでは前回の定例会の会議録については承認とさせていただきます。

11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は、木村委員と福田委員をお願いいたします。よろしく願いいたしま
す。

12 教育行政報告

教育長 次に教育行政報告を行います。
教育部長から報告をいたします。

教育部長 お世話になっております。それでは、資料教育行政報告一覧表をご覧いただきたいと思
います。

(資料教育行政報告一覧表に従い説明) 以上行政報告とさせていただきます。

教育長 ただ今の教育行政報告について委員の皆様から何かご質問等あればお願いします。よろし
いですか。それでは教育行政報告については承認とさせていただきます。

13 議 事

教育長 本日の議事に入ります。

議案第8号「東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につ
いて」を議題といたします。担当課より説明をお願いします。

教育総務課長 おはようございます。本日は議題も多く簡潔明瞭に説明したいと思しますので、よろし
くお願いいたします。それでは議案第8号「東松島市教育委員会事務局の組織等に関する
規則の一部を改正する規則について」についてでございます。

資料につきましては、定例会の議案の1ページから8ページとなります。この規則につ
きましては、本市教育委員会の組織等に関する規則でございまして、係名、各係の担当す
る事務分掌が定められております。今回その一部を改正するものでございまして、主な改
正点として資料の4ページをご覧ください。ページの上段の表に部課係とありますが、こ
れまでコミュニティ・スクールを推進してきた教育総務課の中の、コミュニティ・スクー
ル推進係を令和3年度から教育指導係に統合し1つの係として推進していくこととしてお
り、それらに関する事務分掌についても変更したほか、これまで係の事務分掌についても
一部係間で混在されていたものがございまして、それらも併せて見直しして改正するも
のです。以上議案第8号の説明とさせていただきます。

教育長 はい、ただいま説明がありました。コミュニティ・スクール推進係に関する部分での変更
となります。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第8号で承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認め議案第8号で承認可決を承認可決とさせていただきます。

次に議案第9号「東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について」を
議題とします。同じく教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第9号「東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則につ
いて」、議案第10号についても関連がありますので一括で説明させていただきます。

教育長 はい、わかりました。よろしくお願いたします。

教育総務課長 議案第10号「東松島市立学校評議員設置要綱を廃止する訓令について」と合わせて説
明いたします。資料については9ページになります。まず10ページからになりますが、こ
ちらは東松島市立学校の管理に関する規則となりますが、学校教育法施行規則に基づき、校
長の求めに応じて個人としての立場で学校に関する意見を述べる「学校評議員」というもの

をこれまで設置しておりました。ただし、本市においては市内の小中学校全11校におきましてコミュニティ・スクールとする「学校運営協議会」が設置されたことに伴いまして、議案第10号で学校評議員設置要綱を廃止するとともに、本規則の中の学校評議員の条項を削除する一部改正をするものでございます。また、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の取り扱いについても、必要な条文を追加するものでございます。

資料12ページからの議案第10号につきましては、学校評議員を廃止するものでございます。

教育長 はい、学校評議員に替わって学校運営協議会が設置されたことによって廃止と一部改正となるものですね。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第9号「東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について」並びに議案第10号「東松島市立学校評議員設置要綱を廃止する訓令について」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第9号並びに議案第10号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第11号「東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の一部を改正する訓令について」を議題とします。同じく教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは資料は15ページからになります。「東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の一部を改正する訓令について」です。こちらは、中学校などで大会等に参加する場合に、バスなどを利用して会場に向かったりする際の経費の一部を市が補助金として交付しております。これまでは事前に学校より計画内容、経費等を申請していただき、大会が終わった後に、実績報告として精算する手続きとしておりました。補助金なので本来は、その形が望ましいのですけれども大会終了後に速やかに実績額で申請していただきまして、その額で補助金を交付する形に改めまして、学校の事務手続きの簡略化を図るということです。これまで二度の書類提出が一度の手続きとなり、計画と実績の差があった場合には精算手続きも必要となっておりましたので、そのような事務もなくなり効率化を図るというものでございます。改正部分については、その手続きの方法などを改めるために所要の改正を行うものとなります。

教育長 はい、説明のありました手続き等の簡略化を図る目的の議案第11号となります。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第11号「東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の一部を改正する訓令について」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第11号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第12号「東松島市立小中学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令について」並びに議案第13号「東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について」を関連がありますので一括の議題とさせていただきます。教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、資料については29ページからとなります。

議案第12号の東松島市立小中学校徴収金事務取扱規程と議案第13号の東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の改正となりますが、関連がありますので一括で説明させていただきます。こちらは市内の学校で行っている教材などを購入する場合に、家庭から教材費等の徴収する事務がありまして、その取扱規程と学校徴収金等を含む事務等において各学校に配置されている学校事務職員が、共同で事務を行うために設置されている学校共同事務室に関する改正となっております。

まず議案が前後しますが、分かりやすいと思いますので13号から説明いたします。資料は34ページと35ページをご覧ください。ご説明したとおり学校で取り扱う教材の家庭からの徴収金の管理、教職員の服務関係、各種手当関係など学校の事務を行っている事務職員が配置されていますが、業務の適正化と効率化を図ることを目的といたしまして、併せて学校の教材費など徴収した金額に関する管理の部分の会計諸帳簿の相互点検、事務処理の誤りなどがないように事故の未然防止を図ることも目的として、所属校以外の学校事務のお互いに補いながら共同で処理するように「学校共同事務室」を設置しています。

議案第13号では、そこで行う業務内容を明確化するために具体的に表記するように改正したものでございます。資料の36ページの第7条と第9条が主な改正部分で、第7条では学校共同事務室にワークグループを設けており、その所掌事務や同条第4号で徴収金事務の取扱規程について明記してございます。37ページにはワークグループの組織体系があり、各中学校区ごとにリーダーを決めて相互点検を行うなどによりまして、間違いなどをチェックして適正化と効率化を図っているということでございます。

次に関連したものとして資料の31ページをご覧ください。ただいま説明しました学校共同事務室で行っているワークグループが担う業務の一環として、学校徴収金会計に係る諸帳簿類の相互点検の実施、事務処理での好事例、改善事項の確認、初任者等の人材育成を図りながら、業務の負担軽減を図っていくための必要な改正を行うものです。

教育長 現行も共同実施として行っているものを、それを改めて相互点検や事務処理などの所掌事務などを具体的に明記するということの改正となります。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第12号「東松島市立小中学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令について」並びに議案第13号「東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第12号、13号を承認可決とさせていただきます。

次に議案第14号、議案第15号について関連がありますので一括の議案とさせていただきます。同じく教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 議案第14号「宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱」と議案第15号「初任者研修に係り宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱」の一部を改正する訓令について関連がありますので一括で説明させていただきます。資料は38ページからとなりますが45ページをお開きください。この2つの議案につ

きましては、宮城県教育委員会が定めております2つの要綱に改正があったため、宮城県に準じて本市の要綱を改正するものでございます。内容としては、宮城県教育委員会が採用し本市に派遣されている非常勤講師或いは同じく新規に採用された職員が初任者研修に参加した際に授業が別な先生に替わっていただくこととなりますが、その替わりの授業を担当する非常勤職員の派遣等に関する要綱で任用期間に関する事項や各種休暇に関する取扱い等につきまして県に準じて関連する部分の改正を行うものでございます。45ページにありますとおり（1）特別有給休暇事項の追加から育児休業および部分休業など（4）までありますが、追加されるものでございます。

教育長 県の改正に伴って改正を行う。内容については、任用関係、各種休暇、営利企業等への従事の届出となっております。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

（質問・意見なし）

教育長 それでは議案第14号「宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令」と議案第15号「初任者研修に係り宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議なしと認め議案第14号、15号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第16号「東松島市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の全部を改正する訓令について」を議題とします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第16号の資料は55ページからとなりますが、そのうち60ページからご覧ください。本市内の各学校で勤務しております県費負担の教職員が、公務で使用する自家用車の場合に、必要事項を本市教育委員会の要綱で定めているところですが、使用している様式が各学校で独自の様式をこれまで使用してきたことから、要綱でその統一した様式を定め学校事務の効率化を図るものです。また併せて、私有車の使用時の許可基準について県職員及び市職員に係る私有車の公務使用に関する承認・許可基準に準じて改正を行うものです。主な改正事項につきましては、資料60ページの主な改正内容をご確認いただきたいと思えます。

教育長 いま説明がありました様式の統一、改正内容がありました。1日の走行距離がおおむねと表記することでよかったですね。

高野補佐 はい、大丈夫です。

教育長 それでは、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

（質問・意見なし）

教育長 それでは議案第16号「東松島市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の全部を改正する訓令について」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

（異議なし）

教育長 ご異議なしと認め議案第16号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第17号「東松島市学校教育指導員設置要綱の一部を改正する訓令について」を

議題とします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、資料64ページからになります、65ページからご覧ください。

本市教育委員会の事務所に学校教育指導員を配置しておりまして、小学校と中学校の連携として、昨年開催した子ども未来サミットやいじめや不登校に関することに対応していただいている中で、より充実した小中連携教育の推進を図るために、第5条の（職務）の中にコミュニティ・スクールに関する事という部分を追加してその機能を活かした取り組みとしていくものでございます。

教育長 これは、先ほどの議案第8号組織等の規則改正と関連がありますよね。コミュニティ・スクール推進係が教育指導係に統合されるので、教育指導係の事務の中にコミュニティ・スクールに関する事と明記するということですね。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

（質問・意見なし）

教育長 それでは議案第17号「東松島市学校教育指導員設置要綱の一部を改正する訓令について」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

（異議なし）

教育長 ご異議なしと認め議案第17号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第18号を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第18号「東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について」説明いたします。

この訓令につきましては、市内の各学校、心のケアハウスで業務をいただいている会計年度任用職員に係る職種や業務内容、勤務時間などを定めているものですが、その中に67ページに改正案と現行の新旧対照表がございますが、学校の用務員や学校教育支援員などの職種があり、そのうち学校巡回相談員の勤務時間を弾力的な勤務とするため勤務時間の改正を行うものでございます。勤務の内容については、週5日とし1日の勤務時間を5時間としていたものを1日の勤務時間を5時間又は4時間とし、週の勤務時間は合わせて25時間と改めさせていただきました。

学校教育管理監 学校巡回相談員の方々からもフルで週5日より週4日勤務の希望があり、週5日だと1日の勤務時間が短く放課後に教師との打ち合わせ時間が取れない。子どものことについて情報共有するため、1日の勤務時間を長くしてもらいたいとの意向から今回の改正となります。

教育長 はい、ではご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

（質問・意見なし）

教育長 それでは議案第18号「東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について」を承認可決とすることよろしいでしょうか。

（異議なし）

教育長 ご異議なしと認め議案第18号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第19号「東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部を改正する訓令について」を議題とします。教育総務課長よりお願いします。

教育総務課長 議案第19号になります。資料は69ページからになりますが、「心のケアハウス」はゆふと1階に、主に不登校児童生徒に教育の機会を確保するために設置され、その支援として学校や学級へ復帰できるようにサポートを行うための活動をしており、今回はその文言を基本的な支援体制のありかたについて改正するというものです。新旧対照表では、第1条でこれまでは「学校復帰や」とあったのを「学校復帰を含めた」と表現したほか、業務内容では「早期学校復帰及び学級復帰を図る支援」とあったのを「児童生徒の状況に応じて早期学校復帰及び学級復帰を含めた支援」に改めております。

学校教育管理監 不登校自体が生徒指導上の問題だと捉えている訳でなく、ケアハウスから学校へ戻る事が目的ではなくケアハウスの中で学習の場をしっかりと確保して、次に向けたステップの場にもなる幅広くケアハウスの活動を考えていく思いも込めた改正となっております。

教育長 社会的自立を応援するという事で、学校へ戻すだけの仕事ではないとの内容になります。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第19号を承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第19号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第20号「東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱を廃止する訓令について」を議題とします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 はい、資料は73ページをご覧ください。コミュニティ・スクール推進係が統合されることになりますが、これまで宮城県の補助を受けながら各学校の運営協議会に運営に対する補助を行っており、その補助事業が令和2年度で終了となることから、本要綱についても廃止するものでございます。

教育長 本補助金はなくなるがそれに代わるものは。

教育総務課長 はい、生涯学習課の予算で各運営協議会、地域への支援とする補助を設けています。

教育長 この件について、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第20号を承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第20号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第21号「東松島市指定文化財の指定について」を議題とします。担当課より説明をお願いします。

教育部長 議案第21号「東松島市指定文化財の指定について」でございます。資料にあります但種別が無形民俗文化財、名称は鹿妻の鹿踊りということで、指定は大曲の獅子舞に続き2例目となります。77ページでは、3月8日に行われた文化財保護審議会からの答申とその内容としては、明治の初頭に小松の鹿踊りを受け継いだもので、矢本地域に伝承され現在に至るものです。さらに保存会には、鹿妻地域の自治会がすべて加入しており、地域を挙げて保存に取り組んでおり、後継者の育成にも子ども会育成会を通して踊手も多数いる状況です。以上のことから鹿妻の鹿踊りは当市において特に重要な文化財であり、東松島市指定無形民俗文化財に指定することが適当であると答申をいただいております。

教育長 説明にありましたが諮問に対しての答申を受け今回の指定となります。ご質問・ご意見等
ございませんでしょうか。

松岡委員 市の指定文化財となりましたら、その団体に補助金などあるのでしょうか。

教育部長 修理など行う場合に年間20万円までの補助を行うことができます。

教育長 そのほかございますか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第21号を承認可決とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第21号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第22号「東松島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を
議題とします。教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課長 議案第22号になります。資料は87ページをご覧ください。昨年の4月に組織の見
直しを行いそれまで班体制だったものが係体制に移行、行政経営課が財政課へ課名の変更が
ありました。今回の改正は、それらの組織見直しに伴う整合性を図るため改正を行うもので
す。また、臨時職員としての採用だったものが会計年度任用職員として職員と同じような待
遇での採用となり、賃金から給与となり規程にある区分名称が賃金の廃止されたことで所要
の改正を行うものです。

教育長 ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

教育長 それでは議案第22号を承認可決とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め議案第22号を承認可決とさせていただきます。

教育長 次に承認案件になりますが、初めに承認第5号を議題といたします。担当課から説明お願
いいたします。

教育総務課長 それでは、承認第5号と承認第6号については、令和2年度予算の補正となりますので
一括で説明させていただきます。今回承認いただく専決処分した事件については、補正号数
の第11号と第12号は令和3年の第1回定例会に上程され可決した補正予算となっております。

承認第5号 関係資料15ページから説明いたします。こちらは、年度末もあり執行残と
して減額するものがほとんどとなっております。その中でも、令和2年度を中心に整備しま
した10款1項3目学校教育費 公立学校情報機器整備事業についてはGIGAスクールの環
境整備に伴って事業を行い執行残として減額が3,500万円。効率的な運用が図られた。また、
新型コロナウイルス対策として学校での消毒用アルコールやタオルの購入など消耗品や管理
用備品など10,800万円を計上しております。併せて緊急対策事業として学校衛生環境改善
事業で618万円の減額とありますが、こちらも学校のトイレなど洋式化を進める工事や学校
施設に換気が必要のため網戸設置、水道蛇口のレバー式への変更など工事に関する部分の執
行残の減額となっております。

承認第6号になりますが、こちらも執行残が主なものとなっておりますが、その中で追加補

正したものを説明いたします。資料は44ページの10款2項小学校費の小学校管理運営事業になります。こちらは、年末の寒波により学校で水道の凍結があり、凍結防止で水道をチョロチョロ出しっぱなしにしたり、換気しながらの暖房も必要だったりと光熱水費がかなり発生し、各校の配当予算で不足が見込まれ追加補正しております。続いて10款2項小学校費の小学校施設整備事業になります。この事業で892万円の追加となっていますが、赤井南小学校の仮設校舎借上料として大規模改修工事を一部前倒しで行う部分があり、それに合わせて仮設校舎の借り上げに係る予算も令和3年度分から前倒しするという事です。その他執行残が主なものでございます。

教 育 長 今日予定されていた議事及び報告事項については以上となります。次回の定例会は令和3年4月22日木曜日午前9時から3階第3委員会室で行います。以上を持ちまして令和3年東松島市教育委員会第3回定例会を終了いたします。

14 閉 会 午前9時53分

15 議 事

- (1) 議案第8号 東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
(承認)
- (2) 議案第9号 東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について
(承認)
- (3) 議案第10号 東松島市立学校評議員設置要綱を廃止する訓令について
(承認)
- (4) 議案第11号 東松島市立中学校体育・文化活動派遣補助金要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (5) 議案第12号 東松島市立小中学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令について
(承認)
- (6) 議案第13号 東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (7) 議案第14号 宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (8) 議案第15号 初任者研修に係り宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (9) 議案第16号 東松島市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の全部を改正する訓令について
(承認)
- (10) 議案第17号 東松島市学校教育指導員設置要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (11) 議案第18号 東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (12) 議案第19号 東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部を改正する訓令について

- (承認)
- (13) 議案第20号 東松島市コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱を廃止する訓令について (承認)
- (14) 議案第21号 東松島市指定文化財の指定について (承認)
- (15) 議案第22号 東松島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について (承認)
- (16) 承認第5号 専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第11号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について (承認)
- (17) 承認第6号 専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第12号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について (承認)
- (18) 承認第7号 専決処分した事件(令和3年度一般会計予算(教育委員会事務に係る部分))の承認について (承認)
- (19) 承認第8号 専決処分した事件(令和3年度一般会計補正予算(第1号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について (承認)

16 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和3年4月22日

会議録署名委員

会議録署名委員